

熊機捜第42号  
平成29年3月31日

広域機動捜査班運用要綱の制定について(通達)

広域機動捜査班の運用については、「広域機動捜査班設置要綱の制定について(通達)」(平成元年3月22日付け熊捜一第1350号)により行っているところであるが、広域機動捜査班のより機能的な運用を図るため、新たに別添「広域機動捜査班運用要綱」を制定し、平成29年4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

## 別添

### 広域機動捜査班運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、広域機動捜査班（以下「広域機捜班」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### 1 広域重要事件

広域重要事件とは、二以上の都道府県にわたり発生している重要な事件及び二以上の都道府県にわたり捜査を必要とする重要な事件をいう。

##### 2 対象事件

対象事件とは、広域機捜班がその捜査に従事すべき事件をいい、広域重要事件のうち次に掲げるものとする。

- (1) 殺人、強盗、放火等の凶悪事件
- (2) 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐及び人質事件
- (3) 特異な恐喝及び脅迫事件
- (4) 犯行の手段、方法、被害の程度等から見て特異な窃盗事件
- (5) 暴力団の大規模な抗争事件
- (6) その他社会的反響の大きい事件又は社会に不安若しくは恐怖を与えるおそれのある事件

#### 第3 編成等

機動捜査隊長（以下「隊長」という。）は、第一部係長のうち1人を副班長に、各部の係長のうち1人及び係員の1人を広域機捜班の班員に指定するものとする。

#### 第4 勤務制

隊長は、広域機捜班の副班長及び班員が対象事件等の捜査に継続して従事する必要があると認めるときは、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号）別表の規定にかかわらず、その勤務の区分を毎日制勤務に変更することができるものとする。

#### 第5 任務

広域機捜班は、広域重要事件の早期検挙を図るとともに、その拡大又は再発を未然に防止するため、対象事件の捜査のうち、次の各号に掲げる捜査を行うものとする。

- 1 対象事件に係る広域的な初動捜査
- 2 現場設定を伴う身の代金目的誘拐事件、企業恐喝事件等における設定された現場に

係る捜査

- 3 警察庁指定事件等特に重要な対象事件に対するよう撃捜査、的割捜査等
- 4 その他広域重要事件捜査のうち特命事項

## 第6 捜査指揮等

- 1 隊長は、次に掲げる場合は、広域機捜班を迅速に出動させ、所要の捜査を行わせるものとする。
  - (1) 本県において対象事件又は対象事件に発展するおそれのある事件が発生したとき。
  - (2) 他の都道府県で発生した対象事件が本県に波及するおそれがあるとき。
  - (3) 対象事件が発生した都道府県から捜査の要請を受けたとき。
- 2 隊長は、広域機捜班を管轄区域外での捜査に従事させる場合は、関係都道府県警察の対応する事件主管課長に当該事件の概要等を速やかに通報するとともに、関係都道府県警察の広域機捜班と緊密な連携の下に、所要の捜査を行わせるものとする。

## 第7 教育訓練

隊長は、広域機捜班員の高度かつ専門的な広域捜査力の向上を図るため、実戦的な教養訓練を行うものとする。

## 第8 装備資機材の配備等

- 1 広域機捜班に、広域捜査に必要な装備資機材及び車両を配備するものとする。
- 2 隊長は、装備資機材の機能が十全に発揮されるよう、その破損等の有無及び保管・管理状況について、随時、目視点検を行うものとする。

## 第9 報告

隊長は、広域機捜班が捜査に従事した場合は、広域機動捜査班活動結果報告書（別記様式）により、警察本部刑事部長に報告しなければならない。

## 第10 細目の制定

この要綱に定めるもののほか、広域機捜班の運用に関し必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。

※ 別記様式（略）